

長野県告示第338号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年6月23日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯山市大字飯山字坪根10782の5、10785のハ、字深沢8995の10、8995の15、大字静間字宝藏4862の145(国有林)、4862の146

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第339号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第16条第2項の規定により、平成26年6月20日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成26年6月23日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
株式会社ワイプラザ伊那バス観光	伊那市西町5230	伊那市西町5230 株式会社ワイプラザ 伊那バス観光

会計課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年6月23日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

京王塩尻kePio

塩尻市大字広丘高出字西村1783-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

京王重機整備株式会社

東京都渋谷区笹塚1-47-1

3 変更する事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
京王重機整備株式会社	前田 悅司	東京都渋谷区笹塚1-47-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
京王重機整備株式会社	塚田 松雄	東京都渋谷区笹塚1-47-1

4 変更した年月日

平成19年6月25日

- 5 届出年月日
平成26年6月4日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成26年6月23日から平成26年10月23日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年6月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
京王塩尻kePio
　　塩尻市大字広丘高出字西村1783—1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
京王重機整備株式会社
　　東京都渋谷区笹塚1—47—1
- 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
京王重機整備株式会社	塙田 松雄	東京都渋谷区笹塚1—47—1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
京王重機整備株式会社	五味 保雄	東京都渋谷区笹塚1—47—1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社エイデン	岡嶋 昇一	愛知県名古屋市中村区名駅4—22—21

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社エディオン	久保 允誓	大阪府大阪市北区堂島1—5—17 堂島グランドビル
マックスバリュ長野株式会社	増田 正良	松本市双葉10—22

- 4 変更した年月日
届出書に記載のとおり
- 5 届出年月日
平成26年6月4日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成26年6月23日から平成26年10月23日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

県営下水内中部地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成26年6月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地改良事業の名称
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業
- 2 工事の着手年月日
平成22年11月12日
- 3 工事の完了年月日
平成26年1月31日

農地整備課

公告

県営木島地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成26年6月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地改良事業の名称
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業
- 2 工事の着手年月日
平成21年10月6日
- 3 工事の完了年月日
平成26年3月28日

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年6月23日

長野県下伊那地方事務所長 有賀秀敏

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務
県営住宅丸山団地外7団地消防用設備点検業務
 - (2) 役務の特質
県営住宅団地の消防用設備等の点検
 - (3) 履行期間
契約日から平成27年3月20日まで
 - (4) 履行場所
飯田市今宮町2丁目112-7
県営住宅丸山団地外7団地
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 消防設備士又は消防設備点検資格者を有している者であるこ

と。

- (5) 長野県内に本店を有する者であること。
(6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

飯田市追手町2丁目678
長野県下伊那地方事務所 建築課
電話 0265(53)0433(直通)

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成26年7月14日(月) 午前10時
イ 場所 長野県飯田合同庁舎 202号会議室
(3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
(4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年7月10日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成26年7月11日(金)までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

建築住宅課公営住宅室